

1 修正の趣旨

令和6年能登半島地震における災害対応検証の結果や国の防災基本計画の修正等を反映させるため、地域防災計画を修正

2 主な修正内容

①令和6年能登半島地震を踏まえた修正

災害対応検証会議における検証結果を踏まえ地域防災計画を修正

※修正概要については別紙のとおり

○改善の柱

1 ワンチーム

国・県・市町村・関係機関の連携強化

2 人づくり

職員や防災士、自主防災組織等の災害対応力向上

3 DX

デジタル技術の活用による災害対応の迅速化・効率化と情報一元化

4 高品質

能登半島地震で活用された新技術の導入による避難所環境の改善など

5 官民連携

民間（自主防災組織、NPO・ボランティア、企業）・県民参加の災害対応の促進

②国の防災基本計画修正に伴う修正

- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等の把握
- ・保健医療福祉に係る支援者（JDAT、JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- ・災害支援ナースの充実・強化（医療法の改正）
- ・緊急通行車両確認標章等の事前交付（災害対策基本法施行令の改正）
- ・感震ブレーカーの普及促進
- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用 等

③災害対策本部設置基準の見直しによる修正 ～ 県内での自然災害の激甚化等を踏まえ、迅速かつ的確な災害応急対策を実施 ～

< 現行の設置基準 >

- 県の地域で震度6弱以上の地震を観測したとき
- 県の全部又は一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき
- 県の全部又は一部に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき
- 災害救助法の適用があったとき

< 修正内容 >

- ・地震の震度を「震度5強以上」に変更
- ・次の気象情報が発表された場合を追加
 - ①大雨特別警報、②大雪特別警報、③大津波警報、④暴風特別警報、⑤暴風雪特別警報、⑥高潮特別警報、⑦波浪特別警報、⑧顕著な大雨に関する気象情報
- ・「災害救助法の適用があったとき」を削除

災害対応検証を踏まえた 富山県地域防災計画(地震・津波災害編)の修正概要

※「風水害編・火災編・個別災害編」、「雪害編」についても
災害対応検証を踏まえ、同様の修正を行います。

富山県地域防災計画の修正概要

第1章 総則（第2節 防災の基本方針）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 各種計画等の作成	・過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、各種計画・マニュアルを定期的に点検、更新するとともに、防災訓練等を通じて、職員、関係機関、住民等へ周知する（新旧P.1～2）	➤ 地域防災計画・災害対応マニュアルの見直し【⑭-4】

第2章 地震・津波災害予防対策（第2節 都市基盤等の安全性の強化）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第2 ライフライン施設の安全性強化	・ライフライン機能の強靱化にあたり、能登地方での先進的な取組みを検討する（オフグリッド集落の整備等）（新旧P.20） ・大規模災害を想定した上下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める（新旧P.21～22） ・入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業のさらなる確保に努める（新旧P.22） ・消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能か調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める（新旧P.22）	➤ 集落がオフグリッドで自立して生活できる環境の整備【⑫-5】 ➤ 災害時応援協定の締結促進【⑥-5】 ➤ 既存井戸等の代替水源の調査【⑥-2】 ➤ 避難所での防災井戸の整備【⑥-1】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第2節 都市基盤等の安全性の強化）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 廃棄物処理施設の安全性強化	・発災時に施設の被災状況等を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討する（新旧P.23） ・あらかじめ仮置場として活用可能な候補地を把握、調整する（新旧P.23） ・仮設（簡易）トイレの確保にあたり、民間事業者との応援協定の締結を推進する（新旧P.23）	➤ 初動対応マニュアル等の見直し【⑩-2】 ➤ 仮置場を設置する候補地の選定（空地管理）【⑩-5】 ➤ 災害時応援協定の締結促進【⑥-4】
第5 地盤の液状化対策の推進	・県民に対し、地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に県内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発に努める（新旧P.24～25）	➤ 耐震改修支援制度や液状化対策の周知【⑪-5】

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	・国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるため、災害時の連携体制を議論する会議を設置し、定期的を開催する（新旧P.30～31） ・大規模災害時に、県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する（新旧P.31）	➤ 国・県・市町村によるワンチーム防災会議の開催【⑧-2】 ➤ 県と市町村による「チームとやま」体制の整備【⑧-1】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	・県と市町村による被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務経験を蓄積し、災害対応力や調整力を有する職員を育成する（新旧P.31） ・避難所の運営や環境整備等については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等による会議を定期的を開催し、災害時の連携体制や民間団体、地域コミュニティ、県民の役割等を明確化する（新旧P.31） ・災害対応には、公助だけでなく、自助・共助が不可欠なことから、県民との防災に関する対話の場を設け、県民の防災意識の啓発を行う（新旧P.31）	➤ リエゾンの育成【①-2】 ➤ 県・市町村・民間団体等による防災ネットワーク会議の開催【⑧-3】 ➤ 民間団体・地域コミュニティ・県民の役割の明確化【⑧-6】 ➤ 県民との防災対話の開催【⑪-1】
第4 通信連絡体制の整備	・非常通信体制の強化のため、非常用電源の整備充実に努める（新旧P.34）	➤ 非常用電源の整備促進と通信手段の多重化・多様化【①-7】
第5 情報収集体制の強化	・災害発生時に市町村の被害情報の収集や業務調整を行うため、県から市町村にリエゾンを派遣する円滑な業務実施のため、派遣者名簿、マニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材を整備する（新旧P.34） ・リエゾン職員向けの研修や派遣先市町村が実施する訓練等への参加により、災害時に円滑な活動が可能なリエゾンを育成する（新旧P.34）	➤ 県から市町村へのリエゾン派遣体制の整備【①-1】 ➤ リエゾンの育成【①-2】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第5 情報収集体制の強化	・被災箇所の把握のため、ヘリコプターやドローンによる空撮画像、道路・河川の監視カメラ、Car-SAT等の各機関が収集する情報を共有・活用する体制を整備する（新旧P.34） ・市町村の被害状況の把握や迅速な支援のため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理したリストを作成し、関係機関と共有する（新旧P.34～35） ・国・県・市町村・関係機関等の情報共有手順を整理し、円滑に情報共有できる仕組みを構築するとともに、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県総合防災情報システムを接続し、情報を一元化する（新旧P.35）	➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】 ➤ 災害対応のフェーズに応じた情報収集項目・手順の整理【②-3】 ➤ 国・県・市町村が非常時にスムーズにやり取りできる仕組みづくり【①-6】 ➤ デジタル技術の活用による情報一元化【①-5】
第6 広報活動体制の強化	・災害時に県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、既存システムに自動発信機能を追加する（新旧P.35） ・災害時により多くの県民がSNSから情報を収集できるよう、自治体公式SNSの周知に努める（新旧P.35） ・県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、災害時の情報発信に関する意見交換を行うなど、連携の強化に努める（新旧P.35～36）	➤ デジタル技術を活用した情報発信の強化【②-1】 ➤ 報道機関との連携強化【②-2】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第6 広報活動体制の強化	・必要な情報を迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成し、関係機関で共有する（新旧P.36） ・災害時において各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用する（新旧P.36） ・Lアラートを活用して市町村の生活支援情報（給水や廃棄物等）を県民や報道機関に発信できるよう、体制を整備する（新旧P.36） ・災害時の情報伝達は、適切な避難をするうえで重要であることから、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた情報伝達手段を確保する（新旧P.36）	➤ 県民へ発信する情報をフェーズごとに整理【②-3】 ➤ 能登半島地震における広報記録の保存・活用【②-4】 ➤ Lアラートを活用した生活支援情報の発信【②-5】 ➤ 災害廃棄物の分別等に関する情報発信【⑩-3】 ➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】
第7 災害対策本部体制の強化	・災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルを整備するとともに、研修や訓練等により、職員の災害対応能力の向上を図る（新旧P.36～37） ・災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備する（新旧P.36～37）	➤ 災害対策本部マニュアルの整備【⑦-2】 ➤ 災害対策本部への専門家の参加【⑦-3】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第7 災害対策本部体制の強化	・孤立集落対策や道路啓開、被災者支援等の複数部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討する（新旧P.37） ・災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるよう研修や訓練を実施する（新旧P.37）	➤ 災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置の検討【⑦-4】 ➤ システム操作研修等の実施【⑦-8】
第8 業務継続体制の確保	・職員の参集体制（参集基準の明確化、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法等を定める（新旧P.37） ・発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する（新旧P.38）	➤ 職員安否と参集確認のデジタル【⑦-1】 ➤ 大規模災害時の応援体制の構築【⑭-1】 ➤ 職員研修の充実【⑭-2】
第9 緊急道路ネットワークの確保	・北陸圏域の道路啓開計画等の作成にあたり、道路管理者と関係機関で情報共有を図り、優先的に啓開を行う路線及び実施体制を整理する（新旧P.39）	➤ 優先的に啓開を行う路線や実施体制の整理【⑬-1】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第4節 防災活動体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第11 相互応援体制の整備	・「富山県災害時受援計画」について、能登半島地震を踏まえた見直しを行う（新旧P.41） ・災害時に迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等を一元的に管理し、県庁各部局や市町村等と共有する（新旧P.42） ・大規模災害時に、県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する（新旧P.42）	➤ 「富山県災害時受援計画」の改定【⑧-4】 ➤ 協定締結内容の共有【⑪-6】 ➤ 県と市町村による「チームとやま」体制の整備【⑧-1】
第12 積雪時の震災対策	・ドローンを活用したレーザー測量など最新技術の導入や防災関係機関・民間等との連携促進等により、積雪期においても被害状況を把握できる体制を確立する（新旧P.50）	➤ 多様な情報収集手段の活用【①-3】
第13 災害復旧・復興への備え	・災害廃棄物の仮置場の確保のため、仮置場を設置する候補地と他用途（仮設住宅用地等）との利用優先順位を事前に調整する（新旧P.50～51） ・廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討する（新旧P.50～51） ・市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援を行う（新旧P.51）	➤ 仮置場を設置する候補地の選定（空地管理）【⑩-5】 ➤ 市町村環境部局の情報収集体制の検討【⑩-1】 ➤ 初動対応マニュアル等の見直し【⑩-2】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第5節 救援・救護体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	・被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める（新旧P.55） ・避難者が迅速に避難できるよう、市町村職員や施設管理者が不在でも、避難所を解錠できるスマートロックの導入や自主防災組織と連携した解錠等を推進するとともに、施設内の安全確認の手順を整理する（新旧P.56） ・福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースをリスト化し、施設ごとに受け入れ可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換・情報共有を行う体制を整備する（新旧P.57） ・福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援する（新旧P.57） ・獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発する（新旧P.57） ・広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアル整備に努める（新旧P.57） ・他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するため、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する（新旧P.57）	➤ 災害ケースマネジメント体制の整備【④-12】 ➤ 鍵の解錠対策【④-1】 ➤ 福祉避難所への避難の体制整備【③-4】 ➤ 個別避難計画の策定の推進【③-5】 ➤ ペット同行避難者対応の検討【④-8】 ➤ 広域避難マニュアルの整備【④-10】 ➤ 広域被災者データベースの活用を検討【④-11】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第5節 救援・救護体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	・避難住民の生活を確保するため、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な施設、設備の整備に努める（新旧P.58） ・ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努める（新旧P.58） ・キッチンカー団体等と災害時応援協定を締結することにより温かい食事を提供できる体制を整備する（新旧P.58） ・能登半島地震で活用されたトイレカー、水循環型シャワー等の整備を検討する（新旧P.59） ・能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ、備蓄物資の品目・数量の見直しを行う（新旧P.60） ・避難所の良好な生活環境確保のため、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア、民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化する（新旧P.60） ・避難所の環境改善や運営体制など、避難所のあり方について検討し、「避難所運営マニュアル策定指針」の見直しを行う（新旧P.60） ・国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努める（新旧P.60）	➤ TKBS（トイレ、キッチン、ベッド、シャワー）等の環境整備【④-5】 ➤ 能登半島地震で活用された新技術の導入【⑥-5】 ➤ 備蓄物資の品目・数量の見直し【⑤-1】 ➤ 県・市町村・民間団体等による防災ネットワーク会議の開催【⑧-3】 ➤ 避難所のあり方を検討するプロジェクトチームの設置【④-2】 ➤ デジタル技術を活用した避難者情報等の管理【④-9】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第5節 救援・救護体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	・在宅避難者等が発生する場合や避難所での避難者等の受入が困難となる場合に備え、在宅避難者等の支援拠点の設置や、在宅避難者等の支援方策の検討する（新旧P.60） ・車中泊避難者のための専用スペースの設置や、車中泊避難者の支援方策を検討するとともに、車中泊を行う場合の健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める（新旧P.60～61） ・人流データ分析や県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震の避難実態を踏まえ、徒歩避難と車両避難のすみ分けなど、適切な避難のあり方について検討を行う（新旧P.61） ・物資の迅速な配布のため、「富山県物資拠点運営・輸送マニュアルの見直しを行う（新旧P.62） ・各地区の拠点となる避難所での分散備蓄等、備蓄拠点配置の最適化を検討する（新旧P.62） ・物資の迅速な配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携強化を図る（新旧P.62） ・物流・倉庫等の協定締結団体との訓練を実施し、輸送体制の強化を図る（新旧P.62）	➤ 災害ケースマネジメント体制の整備【④-12】 ➤ 津波避難の見直し（徒歩避難、車両避難のすみ分け）【③-1】 ➤ 避難のあり方を検討するプロジェクトチームの設置【③-2】 ➤ 物資管理・輸送等に関するマニュアルの改定【⑤-4】 ➤ 物資備蓄拠点の最適化【⑤-5】 ➤ 地域コミュニティやボランティア、民間事業者等との連携強化【⑤-7】 ➤ 輸送体制の強化【⑤-6】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第5節 救援・救護体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	・県内の防災井戸の設置状況を周知し、活用を促進する（新旧P.63） ・住民や自主防災組織が自助・共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄の啓発を行う（新旧P.63～64） ・キッチンカー団体等と災害時応援協定を締結するとともに、調理器具の備蓄を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する（新旧P.64）	➤ 避難所での防災井戸の整備【⑥-1】 ➤ 家庭内備蓄に関する啓発の強化【⑤-3】 ➤ TKBS（トイレ、キッチン、ベッド、シャワー）等の環境整備【④-5】
第4 災害救援ボランティア活動の体制強化	・災害救援ボランティアが効果的な活動ができるよう、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る（新旧P.65） ・ボランティアセンターと行政等の公的機関が連携し、様々なメディアを活用して、積極的に情報発信を行う方法を検討する（新旧P.65） ・SNSやICTの活用に向けた研修を開催し、災害救援ボランティアセンターの情報発信力向上を支援する（新旧P.66） ・ボランティア活動に必要な資機材のストックヤードを整備するとともに、資機材活用体制の構築に関する検討を行う（新旧P.66） ・ボランティア登録等に係る入力業務や管理作業の負担を軽減するため、災害支援アプリ等の導入・活用を検討する（新旧P.66）	➤ NPOなどボランティア団体のネットワークづくり【⑨-3】 ➤ 行政等の公的機関による積極的な情報発信【⑨-2】 ➤ 災害救援ボランティアセンターの情報発信力の向上【⑨-1】 ➤ 資機材ストックヤードの整備【⑨-5】 ➤ ボランティア登録・受付業務・活動支援等のデジタル化【⑨-4】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第5節 救援・救護体制の整備）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第6 孤立集落の予防	・孤立可能性のある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」の見直しを行い、市町村や各集落に周知する（新旧P.66～67） ・孤立集落の発生を想定し、ドローンにより物資輸送等を行うことができる体制を整備し、訓練を実施する（新旧P.67） ・孤立可能性のある集落における地区防災計画の策定を支援するとともに、自主防災組織の防災力向上に資する取組みを支援する（新旧P.67） ・停電や断水等のライフライン供給停止にも対応できるオフグリッド化のための資機材等の整備を支援する（新旧P.67） ・複数箇所での孤立が発生することを想定し、道路啓開の優先順位の考え方や集落内の状況確認体制を整理する（新旧P.67） ・空や海からの救助、物資輸送を想定し、ヘリコプターの離発着やホバークラフトの揚陸が可能な地点の調査に努める（新旧P.67）	➤ 孤立可能性のある集落の把握【⑫-1】 ➤ 「富山県孤立集落予防・応急対策指針」の改定【⑫-2】 ➤ ドローンによる物資輸送の促進【⑫-3】 ➤ 防災リーダー育成と地区防災計画の策定の推進【⑫-6】 ➤ 集落がオフグリッドで自立して生活できる環境の整備【⑫-5】 ➤ 優先的に啓開を行う路線や実施体制の整理【⑬-1】 ➤ ヘリの離発着やホバークラフトの揚陸地点の調査【⑫-4】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第6節 防災行動力の向上）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 防災意識の高揚	・性的少数者の視点に十分配慮するとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める（新旧P.68） ・防災業務に従事する職員に対し、防災士養成研修の受講や国等が実施する研修への派遣により職員の災害対応能力の向上を図る（新旧P.68） ・ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等に関する防災教育を行う（新旧P.69） ・予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等を住民に周知するため、シームレスデジタル防災マップや防災アプリを活用するとともに、津波発生時に避難情報等を発信し、避難行動を促す仕組みを構築する（新旧P.71） ・災害時における教訓を四季防災館や防災危機管理センター等でのパネル展示等により伝承する（新旧P.71～72） ・災害対応業務における資料を収集・保存し、今後の災害業務に活用する（新旧P.72）	➤ 【④-8】ペット同行避難者対応の検討 ➤ 職員研修の充実【⑭-2】 ➤ 国等の研修機会の活用【⑭-3】 ➤ 地域の災害リスクや避難行動に関する啓発の強化【⑪-2】 ➤ デジタル技術等の活用による避難行動の促進【③-3】 ➤ 四季防災館での記録や教訓の伝承【⑭-7】 ➤ 能登半島地震における記録の保存・活用【⑭-8】

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第6節 防災行動力の向上）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第2 自主防災組織の強化	・地域の防災リーダーを育成するため、スキルアップの研修を開催し、避難所運営や地区防災計画の作成を推進できる防災士を養成する(新旧P.73) ・女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る（新旧P.73） ・孤立可能性のある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型資機材の整備について支援する（新旧P.73） ・企業が実効性のある事業継続計画（BCP）への見直しを積極的に行う仕組みを検討する（新旧P.74～75）	➤ 防災士のスキルアップ支援【⑪-4】 ➤ 女性の視点を取り入れた避難所運営の推進【④-6】 ➤ 自主防災組織の資機材整備の支援拡充【⑪-3】 ➤ 企業の事業継続計(BCP)の見直し支援【⑪-8】
第3 防災訓練の充実	・災害時に効果的な防災活動を実施するため、関係機関やNPO等の民間団体、住民と連携し、各種システム（総合防災情報システム、物資調達・輸送調整等支援システム等）を活用した、情報収集・伝達、避難所運営等の各種訓練を実施する（新旧P.76～78） ・性的少数者の視点に十分配慮するとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める（新旧P.79）	➤ 民間(NPO・ボランティア、企業等)との連携強化【④-4】 ➤ デジタル技術の活用による情報一元化【①-5】 ➤ 物資管理・輸送等に関するマニュアルの改定【⑤-4】 ➤ 【④-8】ペット同行避難者対応の検討

富山県地域防災計画の修正概要

第2章 地震・津波災害予防対策（第6節 防災行動力の向上）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第4 要配慮者の安全確保	・避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う（新旧P.79） ・外国人避難者への支援を円滑に行うため、富山県災害多言語支援センターやNPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練や多言語翻訳機、音声アプリ等の活用を検討する（新旧P.82） ・県が実施する研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う（新旧P.82） ・富山県災害多言語支援センター設置ガイドラインに基づき、設置・運営に関する初動対応訓練を実施する（新旧P.82） ・外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多様化を図るとともに、外国人向けに防災情報をまとめたウェブサイトについて、企業や宿泊・観光事業者へ周知する（新旧P.82）	➤ 個別避難計画の策定の推進【③-5】 ➤ 外国人避難者受入れ体制の整備【④-7】 ➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第1節 応急活動体制）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 県の活動体制	・災害対策本部の指揮命令系統や発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める（新旧P.84） ・甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、交代要員を複数確保するよう努める（新旧P.86） ・職員の安否と参集可否の確認方法をあらかじめ整理し、職員に対して周知する（新旧P.86） ・過去の災害で得た知識や経験を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部への応援職員として派遣する仕組みを検討する（新旧P.86） ・医療救護及び保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する（新旧P.89） ・被災現地を所管する厚生センター内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、連携を図りながら活動できる体制を構築する（新旧P.89） ・孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討する（新旧P.89） ・災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、災害対策本部員会議を原則定時開催とする（新旧P.90）	➤ 災害対策本部のマニュアル整備【⑦-2】 ➤ 「富山県庁業務継続計画」の改定【⑭-5】 ➤ 職員安否と参集確認のデジタル化【⑦-1】 ➤ 大規模災害時の応援体制の構築【⑭-1】 ➤ 「保健医療福祉調整本部」の設置【⑦-5】 ➤ 災害対策本部内へのプロジェクトチーム設置の検討【⑦-4】 ➤ 本部員会議の定時開催【⑦-7】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第1節 応急活動体制）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 県の活動体制	・災害対応の強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、被災市町村長が災害対応本部員会議へ出席できる体制とする（新旧P.90）	➤ 被災市町村首長の本部員会議への参加【⑦-6】

第3章 地震・津波災害応急対策（第2節 情報の収集・伝達）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 被害状況等の収集・伝達活動	・ヘリコプターや高所監視カメラ、可搬型衛星地球局等による映像伝送の情報を関係機関に共有し、有効に活用する（新旧P.93） ・県総合防災情報システムに加え、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する（新旧P.93） ・被害が発生したときは、デジタル技術等を活用して、迅速に被害情報を収集するとともに、関係機関と共有する（新旧P.95） ・防災機関との連携により、速やかに孤立している集落の把握に努める（新旧P.95）	➤ 多様な情報収集手段の活用【①-3】 ➤ 県から市町村へのリエゾン派遣体制の整備【①-1】 ➤ デジタル技術の活用による情報一元化【①-5】 ➤ 孤立可能性のある集落の把握【⑫-1】
第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動	・津波情報の確実な伝達のため、防災行瀬無線、Jアラート、Lアラート、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進する（新旧P.102）	➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第4節 広域応援要請）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 相互協力	・被害が広範に及んだ場合、他都道府県、市町村等の協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応に努める（新旧P.106）	➤ 「富山県災害時受援計画」の改定【⑧-4】

第3章 地震・津波災害応急対策（第6節 医療救護活動）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第1 連携体制	・県は医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかける（新旧P.112）	➤ デジタル技術の活用による情報一元化【①-5】
第9 被災地における保健医療の確保	・県は必要に応じ、地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整の窓口となる「保健医療福祉調整本部」を設置する（新旧P.113）	➤ 「保健医療福祉調整本部」の設置【⑦-5】

第3章 地震・津波災害応急対策（第8節 避難活動）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第2 津波に関する避難指示及び誘導	・津波情報の確実な伝達のため、防災行瀬無線、Jアラート、Lアラート、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、シームレスデジタル防災マップ、エリアメール等の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進する（新旧P.116）	➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第8節 避難活動）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第5 避難所の設置・運営	・避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援の団体を紹介するなど、関係団体の専門知識等を活用した支援を行う（新旧P.117） ・避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める（新旧P.117）	➤ 民間（N新旧PO・ボランティア、企業等）との連携強化【④-4】 ➤ TKBS（トイレ、キッチン、バス、シャワー）等の環境整備【④-5】
第6 要配慮者の支援	・外国人向けの防災情報サイトのリンクを公式ウェブサイトに掲載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもと、被災した外国人に利用可能な施設、サービス等の情報提供を行う（新旧P.119） ・被災外国人のニーズ把握及び対応のため、携帯型翻訳機や音声アプリの活用、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得て、相談体制を整備する（新旧P.119）	➤ 多様な情報伝達手段の確保【②-6】 ➤ 外国人避難者受入れ体制の整備【④-7】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第8節 避難活動）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第8 飼養動物の保護等	・避難所における家庭動物の受入状況を把握する（新旧P.119）	➤ ペット同行避難者対応の検討【④-8】

第3章 地震・津波災害応急対策（第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第2 食料・生活必需品の確保	・被災者への食料・生活必需品の供給は、避難所ごとに事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用して行う（新旧P.123） ・県は関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村がボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う（新旧P.125）	➤ 地域コミュニティやボランティア、民間事業者等との連携強化【⑤-7】 ➤ 物資管理・輸送等に関するマニュアルの改定【⑤-4】

富山県地域防災計画の修正概要

第3章 地震・津波災害応急対策（第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策）

地域防災計画（項）	地域防災計画の修正内容	検証報告書における「改善の方向性」
第2 ごみ、災害廃棄物の処理	・住民やボランティアセンター等に対し、災害廃棄物の収集や分別、仮置き場の利用方法等に関する広報を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を図る（新旧P.127）	➤ 災害廃棄物の分別等に関する情報発信【⑩-3】